

**全国知的財産権侵害品・模倣粗悪品製造販売摘発活動指導者グループ弁公室等の機関
「権利侵害品・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見（意見募集稿）」
意見募集表**

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
<p>一、全体的要求</p>	<p>…「再流通途絶」の原則を堅持し、台帳制度を整備し、全プロセスの監督を強化し、権利侵害・模倣品の市場への再流入を防止するために、権利侵害のある状態、または不法に付着した偽造商標を除去しただけの状態では、当該商品の商業ルートへの投入は許可されない。特別な場合を除き、主管部門はいかなる状況においても権利侵害品、および模倣品又は海賊品について輸出入又はその他の税関手続の処理を許可する裁量権を持たない。</p> <p>…</p>	<p>1) 追加修正した「権利侵害のある状態、または…除去しただけの状態」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草案内容の通り「不法に付着した偽造商標を除去」だけを規定した場合、偽造商標以外の権利侵害品が含まれておらず、偽造商標以外の権利侵害品は商業ルートへの投入が許されている、という誤解が生じる恐れがある。 ・起草説明で「法により没収された権利侵害品…等を廃棄しなければならない旨を規定している」と説明していることから、偽造商標以外の権利侵害品を商業ルートへ投入することを許しているとは考えられない。 ・以上の点を鑑みて、偽造商標以外の権利侵害品は商業ルートへの投入が許されている、という誤解が生じることが無いよう、権利侵害品が対象であることを明示すべきである。 <p>2) 追加した「権利侵害品、および」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草案内容の通り「模倣品又は海賊品」だけを規定した場合、模倣品又は海賊品以外の権利侵害品が含まれておらず、模倣品又は海賊品以外の権利侵害品は輸出入又はその他の税関手続の処理が許されている、という誤解が生じる恐れがある。 ・起草説明で「法により没収された権利侵害品…等を廃棄しなければならない旨を規定している」と説明していることから、模倣品又は海賊品以外の権利侵害品を輸出入又はその他の税関手続で処理することを許して

		<p>いるとは考えられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の点を鑑みて、模倣品又は海賊品以外の権利侵害品は輸出入又はその他の税関手続の処理が許されている、という誤解が生じることが無いよう、権利侵害品が対象であることを明示すべきである。
<p>二、主要内容 (一)廃棄範囲</p>	<p>…法により没収された権利侵害品・模倣品、及び並びに、権利侵害品、模倣品又は海賊品の生産や製造に使用される原料、ツール、標識・表示、証書、パッケージ等のうち権利侵害に係る部分を廃棄しなければならない。</p> <p>権利侵害・模倣品には、登録商標を詐称した商品、不法に製造された登録商標の標識、著作権を侵害した複製品、及び、主として登録商標を詐称した商品、登録商標の標識又は権利侵害複製品を製造するために用いる資材やツール、並びに法により廃棄すべきその他の権利侵害品・模倣品を含むが、これらに限定されない。ツールには、工具、金型、ソフトウェア、データ等を含むが、これらに限定されない。</p>	<p>1)追加修正した「並びに、権利侵害品、」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草案内容の通り「主に模倣品又は海賊品」だけを規定した場合、模倣品又は海賊品以外の権利侵害品が含まれているのか否か不明確で、模倣品又は海賊品以外の権利侵害品の生産や製造に使用される原料、ツール等が対象外である、という誤解が生じる恐れがある。 ・したがって、模倣品又は海賊品以外の権利侵害品の生産や製造に使用される原料、ツール等が対象外である、という誤解が生じることが無いよう、権利侵害品が対象であることを明示すべきである。 <p>2)追加した「ツールには、工具、金型、…、これらに限定されない。」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草案内容の通り「ツール」だけを規定した場合、ツールの対象が不明確で、同じ対象のツールであっても、人によって破棄されたり破棄されなかったりする事態が生じ得る。 ・したがって、多く散見される代表的なツールは明示して、人によって破棄されたり破棄されなかったりする事態が生じ得ないようにすべきで、代表的なツールとして「工具、金型、ソフトウェア、データ」を明示すべきである。 <p>・尚、破棄すべき資材やツールは、実際に権利侵害品の生産等に使用された部分に限定</p>

		すべきである為、「 <u>のうち権利侵害に係る部分</u> 」を追加している。
二、主要内容 (二)廃棄期限	…人民法院は、これを廃棄するか否かについての決定をする。この場合、判決発効後の6ヶ月以内に、関係機関は係争模倣品及び主に権利侵害貨物を製造するための資材や <u>工具、金型、ソフトウェア、データ等のツールのうち権利侵害に係る部分</u> を廃棄しなければならない。 <u>ツールには、工具、金型、ソフトウェア、データ等を含むが、これらに限定されない。</u> …	<ul style="list-style-type: none"> ・草案内容の通り「ツール」だけを規定した場合、ツールの対象が不明確で、同じ対象のツールであっても、人によって破棄されたり破棄されなかったりする事態が生じ得る。 ・したがって、多く散見される代表的なツールは明示して、人によって破棄されたり破棄されなかったりする事態が生じ得ないようにすべきで、代表的なツールとして「工具、金型、ソフトウェア、データ」を明示すべきである。 ・尚、破棄すべき資材やツールは、実際に権利侵害品の生産等に使用された部分に限定すべきである為、「<u>のうち権利侵害に係る部分</u>」を追加している。

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)